

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和7年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年2月24日

播磨町監査委員 平 崎 泰 彦

播磨町監査委員 大 瀧 金 三

記

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和7年度播磨町一般会計、特別会計、公営企業会計（各11月末現在）についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の実施期間

令和8年2月2日から令和8年2月4日まで（課単位で実施）

3 監査の実施場所

役場会議室302

4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等及び会計帳簿等、並びに関係職員からの説明に基づき、適正かつ効率的に行われているかを主眼として証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、経営に係る事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等、並びに関係職員からの説明に基づき、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として質問を行うとともに、必要と認めたその他の監査手続を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は、全体としておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な事項についてはそれぞれ口頭で指導を行ったが、次の「第3 監査の所見」に記述する事項については、留意及び改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

第3 監査の所見

1 時間外勤務について

令和4年10月1日に組織機構改革を実施したことに伴い、時間外勤務が大幅に増加したため、副町長を筆頭とした時間外勤務削減プロジェクトチームが設けられた。プロジェクトチーム設置以降、時間外勤務削減に向けた全庁的な取組により、一定の成果が見られたが、令和7年度では再び全庁的に時間外勤務が増加傾向にある。令和7年度実施している業務量調査の結果に基づき、適正な人員配置はもとより、突発的業務等が発生した際には課を超えた部内支援が無理なく柔軟に実施できる体制の構築に努め、引き続き時間外勤務削減に向けた取組を進められたい。

また、各課において時間外勤務の事前申請とその承認の徹底を行うとともに、ミーティングの実施による進捗管理の徹底など、時間外勤務削減に向けた継続的な取組にも引き続き努められたい。

なお、事務フロー、マニュアルを作成し、随時見直しや改訂を行い、業務の効率化を図っている部署もあった。マニュアル、チェックリストなどを作成、活用することで、事務処理に関するノウハウの伝達体制を確立し、業務が属人化せず、効率的かつ効果的な事務の遂行ができるよう、管理職のマネジメント力にも期待している。

時間外勤務については今後も注視していくこととする。

2 郵便切手の管理について

令和7年度から総務課において令和6年度に使用しなかった郵便切手を集約し、一括管理を行っている。各課から集まった郵便切手を日々の業務に使用し、当初1,200枚ほどあった郵便切手が現在では200枚に減少した。既に幾度となく指摘してきた郵便切手の管理であるが、取組に対する効果は評価に値する。

各課においても郵便切手を購入する際には、残枚数の確認及び年度内で使用する枚数のみを購入するよう引き続き徹底していただきたい。

3 支援業務について

組織機構改革により、新たに営繕課が設置され、施設所管課からの支援依頼に基づき営繕課及び土木課において受託工事を適切に行っているところである。専門性の高い業務について支援をしてもらえることは施設所管課にとって非常に心強いことであり、余力を他の事務等に注力できるようになったことは大いに評価する。

支援業務にあたっては、施設所管課と営繕課または土木課との間で密な情報交換及び情報共有により、円滑に業務を実施しているところであるが、事業完了後に反省すべき点等がある場合には必要に応じて適宜改善を行い、以後の支援事業に繋がっていくよう期待する。

また、債権管理課が設置され3年余りが経つ。税のノウハウを活用して債権の回収を効率的かつ効果的に執行しており、徴収率も上がっている。専門的な知見を有する債権管理課があることで担当課は安心して本来の業務に取り組むことができ、また、現年度分の債権については、担当課が回収に尽力するという良い体制ができていることは大いに評価する。

さらに、現年度分と過年度分の債権がある場合においても、担当課と債権管理課で情報共有が行われ、連携した対応ができている。効率的な業務執行のためにも引き続き専門分野に関する支援体制の充実に努められたい。

以上、監査の所見を踏まえ、より一層適正かつ効率的な事務執行に努めていただくとともに、今後も堅実な行財政運営に徹していただくよう切に望むものである。